

# 第16回定期総会

## 創立15周年記念講演・レセプション

– 8月28日（金）PM 1:00～ 於・全労連会館 –

同日開催

**当日の日程**

\* 定時総会 PM 1:00～3:30

\* 記念講演 3:30～5:00

講師：二宮厚美氏（神戸大学教授）

「新自由主義の破局と国民的決着」

\* レセプション 5:00～

会員の皆さん、昼夜にわたるご奮闘に心から敬意を表します。

日本の政治が変わりはじめる第一歩となる総選挙の投開票日を翌々日に控えて、東京税財政研究センターの第16回定期総会が全労連会館で開催されます。

本年はまた、センター創立15周年目に当たります。今まで、旺盛な研究活動を支えて来ていた諸先輩、会員の皆さんに感謝申し上げると同時に、新たな一步を踏み出す記念すべき1年にしたいと思います。当日は、定期総会とともに、15周年を記念しての講演を、神戸大学教授・二宮厚美氏にお願いし、快くお引き受けいただきました。また、引き続き記念レセプションを予定しております。さらに、15年の活動をまとめた記録集の発行も行います。

センターは、15年を堀にして、この総会で役員の世代交代を図り、一層旺盛な研究活動を展開することが求められています。

そういう記念すべき定期総会はもとより、記念講演、レセプションと、会員の皆さんはじめ、友好交流団体の皆さんも含め是非のご来場をお待ちしております。



小豆島の千枚田

**第41回  
公開講座**

恒例の第41回「公開講座」は、下記のとおり開催を企画しました。

日 時： 2009年10月15日（木）PM 1:00～

会 場： 全労連会館（お茶の水）

テー マ： 「転換した徴税機構の中で  
どうなる税務行政」

– 紳士の権利は守られるか –

(1) 税務運営方針

(2) 税務調査

(3) 徴収問題

などを予定しております。ご期待ください。

# ※ 税制抜本改革は 法制化されている

総選挙目前である。政権交代があったとき、前政権の閣議決定は変更の閣議決定をすることで無効になるが、法律になっていると改廃には国会の議決が必要になる。各党マニフェストの税制改革を読むとき下記の法律に注目して欲しい。

## ※ 違憲の疑いがある立法形式

今年の通常国会は、消費税増税などの税制抜本改革を準備し、かつ段階的に具体化するための法律（「所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」。以下「改正法」）を成立させた。

立法趣旨は以下のとおりである。「政府は、……平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた取組みにより経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。当該改革は、2010 年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする」（附則第 104 条①）。その内容は「第一項の措置は、次に定める基本方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする」（同法③）と定め、以下一号から八号まで主な税制度について改革の方向性を示している。

税務行政研究会は第 37 回研究会（今年 4 月 11 日）でこの問題をとりあげた。その中で税制改革基本法の性格を持つ改正法が附則で定めていることについて「違憲の疑いがある」という指摘があり、これから検討課題になっている。

## ※ 中期プログラムの特徴

この改正の基となったのは、小泉構造改革の集大成である「骨太方針 2006」を踏まえつつ、その後の変化に対応するためにつくられた中期財政計画（「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」2008 年 12 月 24 日閣議決定。以下「中期プログラム」という。）であり、その骨格は以下のとおりである。

1. 「骨太方針 2006」が定めた「歳出・歳入一体改革」による「小さな政府」の路線を踏襲しつつ、政府・与党、経済財政諮問会議、財界等が検討を積み重ねてきた「抜本税制改革」の結論であること。
2. 社会保障制度解体に対する国民の反撃の高ま

りと、昨年秋から顕在化した世界金融・経済危機によって生じた政治、経済状況の変化に対応すること。

具体的には「3 年以内の景気回復を最優先」としつつ、「社会保障歳出と消費税増税の一体化」を中心とした抜本税制改革の具体化を目指すこと。

3. 抜本税制改革を行うための法制化をすすめること。（「改正法」として成立）

## ※ 「改正法」の主な内容

- (1) 公債発行と特別会計の「埋蔵金」を主な財源として、さしあたりバラマキ予算による景気対策を行う。なおバラマキに使った金は将来の増税に上乗せして回収する。
- (2) 社会保障費（公費部分）負担は消費税に限定し、社会保障の増加と消費税の増税を連動させる。

たとえば社会保障国民会議の試算によると、2015 年度には社会保障給付費が 43.5 兆円から 44.3 兆円になり、消費税率に換算すると 8 % 以上（13.2 %～13.4 %）の引上げとなる。

- (3) 所得課税で勤労性所得には重課、資産性所得とくに金融所得には軽い負担とする制度を強め、恒久化する。

すなわち「金融立国」論に固執して金融所得一元課税をすすめる。このために総合課税と累進税率の強化による増税は給与、事業などの勤労性所得と年金所得に限られる。加えて公的年金等控除の引下げ、扶養控除、配偶者控除等の改廃により課税ベースを拡大する。なお少子化対策としての給付付税額控除制度創設は「検討課題」にとどめている。

- (4) 法人課税では「法人課税の実効税率の引下げを検討する」。「実効税率」とは国税法人税に地方税である法人事業税と法人住民税の税率を加えて調整計算した税率のこと、わざわざ「実効」と断ったのは、これまでの経過から見ると、法人事業税の改廃をめざすためである。
- (5) 資産課税では相続税の課税ベースや税率の見直し等を「検討」するというにとどめている。
- (6) 地方税制では社会保障費の財源のほか「地方分権の推進」のために地方消費税の税率を引上げる。この場合法人事業税の代替財源ともなる可能性が高い。
- (7) 11 年度中を目途として社会保障カードを導入する。この制度は抜本税制改革のインフラと位置づけられていて、納税者番号制に転用される。「改正法」は「納税者番号制度の導入について「検討」ではなく、「準備」と明記している。

（熊澤通夫）

## 滞納処分は



## 過酷な地方税滞納処分の実態

下の黒枠内の文章は、地方税当局による滞納処分に関する研修で使用された資料です。全国各地で地方税の滞納処分の過酷さが伝えられています。この資料はそれを裏付けるもので、国税への波及が懸念されます。

### 税の公平 = 課税の公平と納税の公平 = 滞納者ゼロが税務行政の目標

誰にも 納税を見逃したり、時効なのに欠損処理をしなかったり、処分停止の処理をしなかったり、滞納しているのに差押をしなかったり、完納しないのに差押を解除したりする 裁量権は無い。  
特殊な判断をしたほうが徴収上有利な例外的なものはあくまで例外。

### 滞納処分について

#### (1) 法に従い財産調査を優先し、まず差押してから交渉

- ① 差押できる財産があって差押しないのは職務怠慢と地方税法無視
- ② 交渉優先では入るものしか入らない
  - 完納しないものを完納させるためには、厳正な滞納処分（差押）と公売以外に道はない
  - 指示を出されないと差押しない？指示されてからでないと仕事をしない？
- ③ 不況？だからこそ厳正な滞納処分
  - 差押すると倒産？差押すると倒産するような滞納者なら、倒産前大至急差押するのが徴税管理の職務
  - 倒産し無財産になって「取れませんでした」で済む？公務員 やるべきこともやらないで給料を受け取る厚顔無恥
  - 1日1時間早い差押 判断伸ばせば無財産に その責任はだれに？  
至急差押するために S市に出張命令 S市所在の県税部に電話したらお茶中  
法務局には行ったのか まだです 何のために出張しているのか理解もできない  
係長か 帰りは高速 順序逆 高速 → 法務局 → S市県税部（お茶）→一般道路
  - 差押できるものは差押、公売できるものは公売と割り切って職務遂行  
待ってくださいと言われて、信じて待てば無財産（所有権移転）に  
滞納者の時間稼ぎに手を貸す？ 義理と人情は滞納処分には無縁
  - 仁義にき戦いは滞納処分の常識  
三税協調と三税競争 待ったら参加か無財産 待たねば本差と換価収入どちらが職務に忠実か
  - 差押や公売したからその後の処分がうまくすすまない？  
だから差押や公売をしない？ 差押や公売をして成功した大半の例を無視、  
特殊な事例だけを強調して安易な納付交渉に走れば税収確保は困難に

# センター活動日誌

2009. 4. 6 アルファー会計  
4.16 大阪商工団体連合会  
5.11 京都商工団体連合会  
5.16 山口県保険医協会  
5.12 税経新人会  
6.15 付 全国商工新聞  
6.18 千葉税経新人会  
6.25 埼玉土建  
6.29 全国保険医団体連合会  
6.29 付 全国商工新聞  
7. 3 第4回三役会議  
7. 8 税経新人会連続講座  
7.14 東京土建本部  
7.17 第5回理事会  
7.22 神奈川保険医協会

「消費税・課否区分表」の在庫があります。必要な会員に無料（郵送料持込）で発行しております。センターまでご連絡ください。

## 新入会員紹介

### ※会員

・加瀬 豊  
住所 大田区下丸子4-5-10  
TEL 045-865-6069  
事務所 横浜市戸塚区戸塚町3974-1-301  
インテリアユカビル



### 謹んでお悔やみいたします

- ・高田 重敏 2008年8月 ご逝去  
住所 岩槻市府内4-4-48  
・板垣 康雄 2008年夏 ご逝去  
住所 酒田市新橋5-8-24  
・南 光 2009年3月 ご逝去  
住所 北区滝野川7-19-11  
・宮田 裕 2009年3月 ご逝去  
住所 品川区南大井6-18-1-1137  
・三浦 誠 2009年6月 ご逝去  
住所 豊島区雑司ヶ谷3-3-25-710

民主党は「東京から政権交代」を掲げて都議選では野党のポーズをして第一党になった。石原都政に九十九パーセントも賛成してきたのにである。だからわからない、政権交代と言つても何をするのだろうか。

自民党も民主党も政策では大差ない。野党ポーズをとっても自民党と変わらないのでは?と人々は「危惧」をしている。では、我々に関心のある税制政策で見てみよう。○八年十二月に作成した民主党の「税制改革アクションプログラム」によると「税と社会保障の一体化」とか「社会保険料を含めた歳入全般の議論」など、社会保障という文字がよく出てくる。プログラム全体をよく読むと、これは消費税引き上げの伏線かと気がつくではないか。消費税の項では、逆進性緩和のために「給付付き消費税額控除」を導入、その実現のためには国民背番号制が必要であるという。消費税を「社会保障目的税化」にして税率引き上げをすることを言っている。法人税は租特見直しにともない税率引き下げを示唆。所得税では最高税率は引き上げないといい、金融所得は「当分の間、分離課税」と資産家優遇だ。大企業優遇・大資産家優遇税制のは正の「ダ、ダ」の字はただの一字もない。

(○九・七・十三 T・I)

ザ・コラム